

電子決済等代行業者に求める事項の基準

株式会社七十七銀行（以下「当行」）は、2018年2月に公表した「電子決済等代行業者との連携・協働にかかる方針」を踏まえ、電子決済等代行業者が当行システムに接続するための基準を以下のとおり策定します。

当行のシステムと接続する電子決済等代行業者は、以下の基準を満たすものとします。

1. 基本事項

- (1) 電子決済等代行業の登録を受けており、登録取り消しの恐れがあると判断すべき事由がないこと
- (2) 電子決済等代行業者、その他役員、主要株主等が反社会的勢力等に該当し、または反社会的勢力等と関係を有する懸念がないこと

2. 事業内容

- (1) 当行のお客さま、地域経済に有益なサービスを継続して提供できること
- (2) 関連会社などのグループ会社を含め公序良俗に反する事業を営んでいないこと

3. 財務内容

- (1) 債務超過でなく、今後も健全な財務状態が維持されると見込まれること
- (2) 事故発生時における対応資力を有すること

4. 法令等遵守・組織ガバナンス態勢

- (1) 電子決済等代行業者において適切な法令遵守等の管理・監査態勢が適切に整備されていること
- (2) 電子決済等代行業者のサービスを実施するための組織態勢が適切に整備されていること
- (3) 当行の商品・サービスをマネー・ローンダリング等の各種金融犯罪、テロ活動の資金支援に利用されない管理態勢を十分に整備・構築していること

5. 利用者保護態勢

以下の項目に照らし、利用者保護態勢や適切な利用者情報の管理態勢を十分に備えていること

- (1) 利用者保護態勢全般にかかる方針（内部規定、責任者等）および具体的な方策
- (2) 利用者説明態勢の整備状況
- (3) 利用者サポート態勢の整備状況
- (4) 利用者情報管理態勢の整備状況（外部委託先を含む）

6. セキュリティ態勢

以下の項目に照らし、利用者情報管理態勢における技術的対策等を十分に備えていること

- (1) コンピュータ設備管理
- (2) オフィス設備管理
- (3) 不正プログラム対策
- (4) システム開発・運用管理
- (5) サービス管理用システムのセキュリティ管理
- (6) APIセキュリティ機能
- (7) API利用セキュリティ
- (8) サイバーセキュリティ対策

※本項目「6. セキュリティ態勢」については、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）のAPI接続チェックリスト等を参照するものとします。

7. その他

- (1) 契約締結後においても、本基準の適合性を定期的を確認し、本基準を充足しないと当行が判断した場合は、以降の接続をお断りする場合があります。
- (2) 本基準は、当行の判断により変更されることがあります。その場合、変更時点において接続している事業者に対し、一定期間内に変更後の当該基準への対応をお願いすることがあります。変更内容は当行ホームページへ掲載します。

以 上